

3. 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令に基づく告示（抄）

○総務庁告示第 60 号

統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和 26 年政令第 127 号）第 2 条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を次のように定め、平成 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に実施する統計調査の結果の表示に適用する。ただし、施行日前に実施する統計調査の結果の表示であっても、この告示による分類表によることができる。

昭和 59 年行政管理庁告示第 2 号は、この告示の施行の日から廃止する。

平成 5 年 10 月 4 日

総務庁長官 石田 幸四郎

- 1 分類の名称 日本標準産業分類
- 2 分類表（省略）

（参考：制定以来の改訂告示）

●昭和 26 年 4 月 30 日統計委員会告示第 6 号（昭和 26 年 5 月 1 日施行）

統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和 26 年政令第 127 号）第 2 条の規定に基づいて、分類の名称及び分類表を次のように定めた。

昭和 26 年 4 月 30 日

統計委員会委員長 大内 兵衛

- 改訂 昭和 28 年 3 月 31 日行政管理庁告示第 8 号（昭和 28 年 4 月 1 日施行）
- 改訂 昭和 29 年 2 月 27 日行政管理庁告示第 4 号（昭和 29 年 3 月 1 日施行）
- 改訂 昭和 32 年 5 月 1 日行政管理庁告示第 19 号（昭和 33 年 1 月 1 日施行）
- 改訂 昭和 38 年 1 月 12 日行政管理庁告示第 2 号（昭和 38 年 4 月 1 日施行）
- 改訂 昭和 42 年 5 月 1 日行政管理庁告示第 38 号（昭和 43 年 1 月 1 日施行）
- 改訂 昭和 47 年 3 月 31 日行政管理庁告示第 39 号（昭和 47 年 4 月 1 日施行）
- 改訂 昭和 51 年 5 月 15 日行政管理庁告示第 32 号（昭和 52 年 1 月 1 日施行）
- 改訂 昭和 59 年 1 月 10 日行政管理庁告示第 2 号（昭和 60 年 4 月 1 日施行）